

不育症検査費用助成制度 のお知らせ

島根県では、不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、不育症の検査に係る費用の助成をしています。申請には条件がありますので、下記の対象となる検査、対象となる方等をご確認いただき、不明な点がございましたらお問い合わせ・申請窓口までご相談ください。

※不育症とは…妊娠はするのに、2回以上の流産・死産を繰り返してしまうことを「不育症」と呼びます。

事業の概要

1. 対象となる検査

- 先進医療として厚生労働省が告示した検査
⇒ 1種類：**流産検体を用いた染色体検査**（令和3年4月1日時点）

2. 対象となる方

- 島根県内に住所がある方（松江市を除く。）
- 2回以上の流産・死産の既往があること。
- 国が先進医療の実施医療機関として承認している医療機関で検査を受けた方
※詳しくは厚生労働省ホームページ（下記QRコード）をご確認ください。

3. 助成金額

- 1回の検査につき**5万円**まで
（自己負担額が5万円未満の場合は自己負担額を助成）

厚生労働省ホームページはこちら

QRコードの読み取り、又は ※【先進医療A】番号 25番「流産検体を用いた染色体検査」を参照。



お問合せ・申請窓口

松江保健所

健康増進課

〒690-0011
松江市東津田町 1741-3
TEL:0852-23-1314

雲南保健所

健康増進課

〒699-1396
雲南市木次町里方 531-1
TEL:0854-42-9637

出雲保健所

健康増進課

〒693-0021
出雲市塩冶町 223-1
TEL:0853-21-8785

県央保健所

健康増進課

〒694-0041
大田市長久町長久ハ7-1
TEL:0854-84-9820

浜田保健所

健康増進課

〒697-0041
浜田市片庭町 254
TEL:0855-29-5552

益田保健所

健康増進課

〒698-0007
益田市昭和町 13-1
TEL:0856-31-9546

隠岐保健所

総務医事課

〒685-0015
隠岐の島町港町塩口 24
TEL:08512-2-9701

島前保健環境課

〒684-0302
西ノ島町大字別府字飯田 56-17
TEL:08514-7-8121

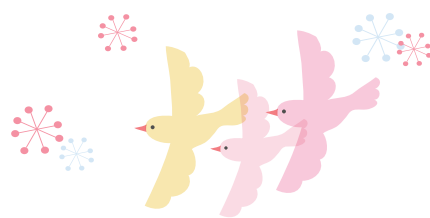
松江市に住所がある方は次にお問い合わせください

- 松江市子育て支援課（松江市役所^⑬窓口）TEL:0852-55-5326

申請の方法

- 検査が終了した日の属する年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に提出してください。
- 受検証明書に検査を受けた医療機関で証明を受け、申請書及びその他必要書類と合わせて提出してください。
- 最寄りの保健所まで持参、又は郵送により提出してください。

※期限までに提出できない場合は、期限の一週間前までに保健所にご相談ください。



申請に必要な書類

- ① **不育症検査費用助成事業申請書（様式第1号）**
 - 申請される方が記入してください。
- ② **不育症検査費用助成事業受検証明書（様式第2号）**
 - 検査を行った医療機関が記入（証明）してください。
- ③ **不育症検査結果個票**
 - 検査を行った医療機関が記入してください。
- ④ **医療機関の領収書**
 - 確認後返却しますので、原本を提出してください。
- ⑤ **口座振替申出書**
 - 助成金の振込先を指定していただく用紙です。
- ⑥ **住所を確認することができる書類（住民票）**
 - 個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

※①、②、③、⑤の書類は各保健所でお取り寄せ、又は島根県ホームページから印刷することができます。

※⑥の書類は各市町村役場でお取り寄せください。



島根県健康福祉部健康推進課

島根県 不育症検査

検索

TEL:0852-22-6130 E-Mail:kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

不育症検査費用助成制度の詳細につきましては、
以下のURLか、右のQRコードからホームページをご覧ください。
<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/hoken/fuikusyousekennsahijoseijunnbi.html>

